

経商労第3283号

令和6年3月11日

連合埼玉さいたま市地域協議会  
議長 大室 元信 様

さいたま市長 清水 勇人



2023年度政策制度要請について (回答)

令和5年12月13日付けで要請のありました「2023年度政策制度要請」  
について、別添のとおり回答いたします。

担当 さいたま市経済局商工観光部労働政策課  
労政係 大城、市原  
直 通 048-829-1370  
FAX 048-829-1944  
E-mail [rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp)

# 連合埼玉さいたま市地域協議会 2023年度「政策制度要請」回答

## I. 総合経済・産業政策

### 1. 「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」制定について

すべての産業を対象に、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「賃金条項」を盛り込んだ「公契約条例」もしくは「公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を制定すること。

また、「賃金条項」については、①契約対象の範囲、②対象労働者の範囲、③受注者が労働者に支払う賃金の下限額、④労働組合等労働者が参加する審議会の設置、⑤受注者の責務、⑥履行確保の方法、⑦制裁に関する規定を設けること。

【回答】 財政局 契約管理部 契約課

公契約における労働者の適正な労働条件の確保につきましては、労働者保護や公契約の品質確保にとって重要であると認識しておりますが、適正な労働条件の確保は公契約に限定されるものではなく、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の遵守の徹底やその見直しにより、全国的な整合性をもって対応を行うことが適切であり、各地方公共団体レベルではなく、国全体の問題として具体的なあり方が検討されるべきものと考えております。

本市といたしましては、このような考え方の下、これまでも建設工事における適正な予定価格の設定や、最低制限価格制度、低入札価格調査制度の実施により、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を生じかねないダンピング受注の防止に取り組んできております。

今後も国等の動向を注視していくとともに、適時適切な入札制度の運用により、適切な労働条件の確保に努めてまいります。

## II. 雇用・労働政策

### 1. 中小企業退職金共済制度への補助制度導入について

中小企業で働く労働者の将来の安心につながる中小企業退職金共済制度に対して、補助制度を導入するなど、加入促進のための支援を行うこと。

【回答】 経済局 商工観光部 労働政策課

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき設けられた、中小企業で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定につながる、安心で安全な制度であると認識しております。

本市としましては、加入促進に向けた支援として、同制度について市報や市ホーム

ページ掲載により周知協力を行っております。補助制度の導入については、国の助成制度があることや他政令市における導入事例が僅少であること等から、導入の予定はございません。

引き続き、周知協力を通して制度の加入促進に努めてまいります。

## 2. がん患者の就業支援について

**治療と就業の両立に配慮し、新たにがん患者を雇用する事業所に対し、がん患者就労支援奨励金制度を創設するなど、がん患者の支援に取り組むこと。**

【回答】保健衛生局 保健部 保健衛生総務課  
経済局 商工観光部 労働政策課

現役世代のがん患者及びがん経験者に対する支援については、平成28年に策定したさいたま市がん対策推進計画に基づき推進しております。その一環として、令和5年3月には、がん罹患した場合の身体や生活の変化と、治療と仕事の両立における支援制度等について周知を図るため、働く世代を対象としたがん対策推進講演会を開催いたしました。

令和6年3月に本計画の計画期間が満了することに伴い、本市のがん対策をより一層推進するため、第2次さいたま市がん対策推進計画の策定を進めているところです。

第2次さいたま市がん対策推進計画においても、働く世代への就労支援を分野別施策に掲げ、がん患者が働きながら治療や療養ができる環境づくりや、家族ががんになった場合でも働き続けられるような環境づくりを引き続き目指してまいります。

また、がん患者就労支援奨励金制度については、他の自治体の導入事例が僅少であり、導入した際の効果や課題が不明瞭であることから、現在のところ創設する予定はございません。引き続き、国、県、他市の動向等を注視していくとともに、まずは、事業者の方、支援を受ける働く方などにとって役立つ情報の提供を目的に作られたポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」（厚生労働省）や、「仕事と生活の両立支援相談窓口」（埼玉県）を市ホームページに掲載するなど、両立支援の取組方法や事例、活用可能な制度・助成、支援機関などの周知を図ってまいります。

## Ⅲ. 交通政策

### 1. 自転車用ヘルメットの購入補助制度の創設

2023年4月に施行された改正道路交通法により、全年齢で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となった。着用を普及させるためにも、ヘルメット購入のための補助制度を創設すること。

【回答】 市民局 市民生活部 市民生活安全課

自転車乗車用ヘルメットの購入補助につきましては、県内において、既に当該購入補助事業を導入しております市町村にヒアリング調査を実施するなど、調査を継続しているところでございます。今後につきましても、他市町村の動向を注視しながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

#### IV. 福祉・社会保障政策

##### 1. ユニバーサルシートの設置について

トイレのバリアフリーの一環として、乳幼児から高齢者までがオムツ替えなどの目的で利用できるユニバーサルシートの普及に取り組むこと。

【回答】 福祉局 生活福祉部 福祉総務課

大型ベッド（ユニバーサルシート）につきましては、障害がある方や乳幼児、高齢者のおむつ替え等に使用でき、その設置の普及に努めることは福祉のまちづくりの推進のためにも重要であると考えております。

大型ベッドの設置につきましては、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル」において推奨基準としており、新築や改築時にトイレ内の空間に余裕がある場合に設置するよう推奨しております。

本年度改定予定の当該マニュアルにおいて、大型ベッドに関する記載の充実を図ることで、更なる普及に取り組んでまいります。

##### 2. ペアレントメンターによる発達障害オンライン講座について

「交流・相談事業」については、働く保護者も参加できる時間帯に開催し、多くの保護者が参加できるようにすること。

【回答】 福祉局 障害福祉部 障害政策課

「交流・相談事業」は、メンターが保護者の話を聞いたり、情報提供を行うなど、「同じ立場の保護者による家族支援」を行うものになります。メンターご自身が、障害のある方の保護者であることから、活動できる時間帯が限られる場合が多く、日中に実施しております。

なお、より多くの方にご参加いただけるようという観点から、今年度は、オンライン開催と会場開催の両方の形態で交流会を実施いたしました。

今後も、より多くの方にご参加いただけるよう、努めてまいります。

### 3. ケアラー・ヤングケアラー支援について

ケアラー・ヤングケアラーと接触の機会が多い病院、診療所、保健福祉関係の事業所などの協力を得ながら、ケアラー・ヤングケアラーに向けて、様々な支援があることの周知に取り組むこと。

【回答】 福祉局 生活福祉部 福祉総務課  
福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課  
福祉局 障害福祉部 障害福祉課  
子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課  
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課  
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課  
教育委員会 学校教育部 総合教育相談室

令和4年7月にケアラー支援条例を施行して以降、リーフレットやポスター等を活用しながら、民生委員、自治会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、市立学校のほか、高齢・障害施設、市立病院等、日常的にケアラー・ヤングケアラーと関わる可能性が高い機関に幅広く啓発活動を行っております。引き続き、ケアラー支援の必要性に関する周知を進め、ケアラー・ヤングケアラーが自ら支援を求めやすい環境づくりに努めてまいります。

## V. 教育・子育て政策

### 1. 育児休業と産後パパ育休の取得推進について

(1) 育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるよう、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければならないことを市内事業主に周知すること。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

(2) 本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は以下①～④の事項の周知と休業の取得意向の確認を個別に行わなければならないことを事業主に周知すること。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

【回答】 経済局 商工観光部 労働政策課

育児休業と産後パパ育休の取得推進にかかる事業主への周知については、企業の担当者向けのセミナーなどを通じて行っているほか、制度等の市ホームページへの掲載、国や県等が実施するセミナー等の周知協力などに取り組んでおります。また、育児休業制度に関する内容を含め、働く上で必要な法令や制度等を掲載した「働く人の支援ガイド」を作成・配布することにより、勤労者等への周知も図っております。

今後も、育児休業等の取得推進につながるよう、国や県等と連携を図りながら周知に努めてまいります。